

資産運用アドバイザリー委員会規程

規程 第 17 号

(目的)

第1条 この規程は、資産運用アドバイザリー委員会（以下、「委員会」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、理事会の諮問に応じ、定款第8条に掲げる基本財産の正当な維持管理に関しアドバイスを行う。

(定数)

第3条 委員会の委員（以下、「委員」という。）は、学識経験者のうちから、理事会が選任し、会長が委嘱する。

2 委員は、3名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の開催)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じ、会長が隨時招集する。

2 会議を招集しようとするときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを聞くことができない。ただし、議題につき、書面をもって予め意見を表明した委員は、出席者とみなす。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決まる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求ることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合においては、会長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

(資金運用規程)

第7条 運用方針は、別に定める資金運用規程に基づいて行う。

(議事録)

第8条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

(報 告)

第9条 委員は、理事会の要請あるときは、理事会に出席して、その審議内容を説明しなければならない。

(委員の責務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密については、他に漏らしてはならない。

(報 酬)

第11条 委員に対して、委員会開催毎に以下の報酬を支給する。

50,000 円

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、会長が起案し、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、2023年10月17日から施行する。